

山口県報

平成17年
12月13日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 三
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) 三
- 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 四
- 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 四
- 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 五
- 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 五
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢保健福祉課) 五
- 訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 五
- 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 六
- 通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 六
- 短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 六
- 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 六
- 指定居宅介護支援事業の廃止 (高齢保健福祉課) 七
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 七
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 八
- 公共測量の実施 (監理課) 八
- 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 八
- 港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催 (港湾課) 九
- 選管告示
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨 九

収用委告示 裁決手続の開始 (二件)



山口県告示第六百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十二月十三日から平成十八年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市環境保健課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社住友金属エレクトロデバイス
住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 株式会社住友金属エレクトロデバイス
所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (個/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
六五 (二三基)	八六、〇〇〇	平成一八、 一、五	平成一八、 一、一〇	平成一八、 一、一〇	断続 八時間 連続一〇時間
イ七一 の二	九、〇〇〇	一〇〇〇	"	"	八時間 変動あり

メッキ排水処理施設	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値															
			処理前	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)									
			七・五	一四	一四	五〇	八〇	〇・二	一	二	二	三	一八四	二四七				

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
排水処理施設	鉄製	五八〇	酸化分解・凝集沈殿・ろ過・活性炭吸着	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値												
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	室 態 の 素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)							
	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	
	七二の二一イ	五	一四	一五	二五	五〇	八〇	一	二	二	三	八〇	八五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考	「六五」及び「七一の二一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設をいう。
----	--

排水処理施設		
処理後	処理前	処理後
"	"	"
八〇六四一八〇六		
五	二七	五
一〇	三七	一〇
二〇	五〇	二〇
"	"	"
〇・一	一	〇・一
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	一一三	"
"	二五	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 9 排水口	No. 1 排水口	排 水 口		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	
"	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	八七三
"	八・七	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
一五	一六	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
三〇	二五	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
二五	二〇	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	一、〇六五
四〇	七〇	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
検出せず	〇・一	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	三五
〇・四	一	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
一	三	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
〇・〇二	二	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
一	三	浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	二七
		浮遊物質 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	

山口県告示第六百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年十二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 岩国大竹線	岩国市大字柱野字とりこえ一八の一地先から 同市 同大字 同字三二の一の地先まで	平成十七年十二月十四日



(六五四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

山口県告示第六百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 岩国大竹線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
岩国市大字柱野字とりこえ一八の一地先から 同市 同大字 同字三二の一の地先まで	最狭一三二・〇〇	最狭一〇四・〇九		四一九・〇	四七九・〇	道路改良工事の完了による。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年一月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 あつと

代表者の氏名 杉山 美羽

主たる事務所の所在地 山口市新馬場二一番地一

三 定款に記載された目的

子育て中の家族及びそれをとりまく地域の人々に対して、子育て支援を中心とした活動を行い、子育てから始めるコミュニティの創造に寄与すること。

(六五五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ふれあいサポート

代表者の氏名 江村 恭一

主たる事務所の所在地 下関市古屋町二丁目五番一五号

三 定款に記載された目的

在宅での介護及び援助が必要な高齢者、その家族その他援助を必要とする人々に對して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護、サービス及び

死後の諸手続を行い、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくり及び社会全体の利益の増進に寄与すること。

(六五六) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者の名称、主たる事務所の所在地、居宅サービス事業を行う事業所の名称、所在地、指定年月日

社会福祉法人山口市社会福祉協	山口市上堅小路八九の一	あじす訪問介護事業所	山口市阿知須二七四三	平成一七、一〇、三
"	"	おごおり訪問介護事業所	小郡下郷一四三七の六	"
"	"	あいお訪問介護事業所	秋穂東六五七〇	"
特定非営利活動法人熊毛清風会	周南市大字清尾三一一三	訪問介護事業所	徳地島地一一二の一	一一、一

(六五七) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者の名称、主たる事務所の所在地、居宅サービス事業を行う事業所の名称、所在地、指定年月日

社会福祉法人山口市社会福祉協	山口市上堅小路八九の一	おごおり訪問入浴介護事業所	山口市小郡下郷一四三七の六	平成一七、一〇、三
----------------	-------------	---------------	---------------	-----------

(六五八) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西一丁目六番一號	下関市生野町一丁目二番一八號	平成一七、一
有限会社スマイル介護福祉センター	下関市吉見新町二丁目六番四號	吉見新町二丁目六番四號	"
株式会社セービング	" 小月駅前一丁目一番二二號	彦島江の浦町三丁目一一番二二號	"
社会福祉法人緑樹会	" 王喜本町六丁目一番一二號	王喜本町三丁目一四番一二號	"
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南二丁目一六番一號	ケアパートナー防府 防府市本橋町一七番一六號	"
有限会社風の便り	岩国市平田二丁目一八番一二號	岩国市平田二丁目一八番一二號	"
有限会社あい	周南市秋月一丁目一番一〇號	あい・デイサービスセンター秋月 周南市秋月三丁目九番一號	"
有限会社フジアート	" 大字下上一三三の七	デイサービスさわやか 一三三の五	"
有限会社一楽	玖珂郡由宇町千鳥ヶ丘二丁目七番二號	デイサービスほたるの里 玖珂郡由宇町七一五の一	"

(六五九) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
有限会社メイコーセンター	島根県浜田市浅井町八六の二一	岩多屋福祉事業部 山口市小郡上郷三五四の一三	平成一七、一

(六六〇) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人山口市社会福祉協議会	山口市上堅小路八九の一	あじす居宅介護支援事業所 山口市阿知須二七四三	平成一七、三
"	"	おごおり居宅介護支援事業所 一四三七の六	"
"	"	あいお居宅介護支援事業所 五七〇	"
"	"	とくち居宅介護支援事業所 六八四の一	"
特定非営利活動法人熊毛清風会	周南市大字清尾三三三	居宅介護支援事業所であい 一一二の一	一、一
有限会社ここにこ苑	玖珂郡玖珂町一〇八四の一〇	居宅介護支援事業所有限会社にこ苑 〇玖珂郡玖珂町一〇一九の四	"

(六六一) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

居宅サービス事業を廃止した

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
--------------------	------------	--------	-----	-------

社会福祉法人秋穂町社会福祉協議会	山口市秋穂東六七一三の一	秋穂町社会福祉協議会	山口市秋穂東六五七〇	平成一七、一〇、二
------------------	--------------	------------	------------	-----------

社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	小郡下郷一四三七の六	社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	小郡下郷一四三七の六	" "
------------------	------------	------------------	------------	-----

社会福祉法人阿知須町社会福祉協議会	" 阿知須二七四三	阿知須町社会福祉協議会	" 阿知須二七四三	" "
-------------------	-----------	-------------	-----------	-----

社会福祉法人山萩市川上四九二水会	萩市川上四九二の一	かわかみ苑訪問介護事業所	萩市川上四九二の一	" 九、三〇
------------------	-----------	--------------	-----------	--------

特定非営利活動法人クオリティー介護輸送サービス	周南市鐘楼町二番三三三号	特定非営利活動法人クオリティー介護輸送サービス	周南市鐘楼町二番三三三号	" "
-------------------------	--------------	-------------------------	--------------	-----

(六六二) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

居宅サービス事業を廃止した

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
--------------------	------------	--------	-----	-------

社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	山口市小郡下郷一四三七の六	社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	山口市小郡下郷一四三七の六	平成一七、一〇、二
------------------	---------------	------------------	---------------	-----------

株式会社メデイ	大阪市北区西天満三丁目三番七号	株式会社メデイ 岩国支店	岩国市御庄四丁目一〇六の七	" 三
---------	-----------------	--------------	---------------	-----

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

居宅サービス事業を廃止した

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
--------------------	------------	--------	-----	-------

社会福祉法人秋穂町社会福祉協議会	山口市秋穂東六七一三の一	秋穂町社会福祉協議会	山口市秋穂東六五七〇	平成一七、一〇、二
------------------	--------------	------------	------------	-----------

社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	小郡下郷一四三七の六	社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	小郡下郷一四三七の六	" "
------------------	------------	------------------	------------	-----

社会福祉法人阿知須町社会福祉協議会	" 阿知須二七四三	阿知須町社会福祉協議会	" 阿知須二七四三	" "
-------------------	-----------	-------------	-----------	-----

社会福祉法人山萩市川上四九二水会	萩市川上四九二の一	かわかみ苑訪問介護事業所	萩市川上四九二の一	" 九、三〇
------------------	-----------	--------------	-----------	--------

特定非営利活動法人クオリティー介護輸送サービス	周南市鐘楼町二番三三三号	特定非営利活動法人クオリティー介護輸送サービス	周南市鐘楼町二番三三三号	" "
-------------------------	--------------	-------------------------	--------------	-----

(六六三) 通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

居宅サービス事業を廃止した

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
--------------------	------------	--------	-----	-------

株式会社アートレック	周南市大字下上 一三三の七	株式会社アートレック	周南市大字下上 一三三の五	平成一七、一〇、三一
------------	---------------	------------	---------------	------------

(六六四) 短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

居宅サービス事業を廃止した

指定居宅サービス事業者 の名称	住所又は主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
--------------------	----------------	--------	-----	-------

光市	光市中央六丁目 一番一号	光市立大和総合病院	光市大字岩田九	平成一七、九、三〇
----	--------------	-----------	---------	-----------

(六六五) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

居宅サービス事業を廃止した

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	所在地	廃止年月日
--------------------	------------	--------	-----	-------

株式会社メデイ	大阪市北区西天満三丁目三番七号	株式会社メデイ 岩国支店	岩国市御庄四丁目一〇六の七	" 三
---------	-----------------	--------------	---------------	-----

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

株式会社岩多屋	島根県浜田市浅井町八七の二	株式会社岩多屋山口支店	山口市小郡上郷三五四の一	平成一七、三〇
株式会社進農商	柳井市北浜一番一〇号	株式会社進農商会シンノウ福祉事業部	柳井市北浜一番一〇号	九、三〇

(六六六) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。
平成十七年十二月十三日

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した 事業所 名 称	所在地	廃止年月日
--------------------	------------	-----------------------------	-----	-------

医療法人協愛会	山口市阿知須四一七一の一	老人保健施設ニューライフあじす	山口市阿知須四一六五の三	平成一七、三〇
社会福祉法人徳地町社会福祉協議会	徳地堀一六八四の一	社会福祉法人徳地町社会福祉協議会	徳地堀一六八四の一	二〇
社会福祉法人秋穂町社会福祉協議会	秋穂東六七二二の一	秋穂町社会福祉協議会	秋穂東六五七〇	〃
社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	小郡下郷一四三七の六	社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	小郡下郷一四三七の六	〃
社会福祉法人阿知須町社会福祉協議会	阿知須二七四三	阿知須町社会福祉協議会	阿知須二七四三	〃

(六六七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十二月十三日から平成十八年四月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ヤマダ電機テックランド下関長府店
所在地 下関市長府才川二丁目四七四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 所 代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 住 所 代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年七月三十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、六四七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数 一八三台
(二) 駐輪場の収容台数 二五台
(三) 荷さばき施設の面積 一九九平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の容量 七五立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
株式会社ヤマダ電機 午前一〇時 午後一〇時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後十時まで
八 届出年月日
平成十七年十一月三十日

(六六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年七月二十九日山口県公告(四一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十二月十三日から平成十八年一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス下松店

所在地 下松市大字末武下四二三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年七月二十九日山口県公告(四一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十二月十三日から平成十八年一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イズミ彦島店

所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(六七〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業の地域

山口市矢原町

三 作業の期間

平成十七年十二月七日から平成十八年三月二十四日まで

(六七一) 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・四・六古開作線

二 都市計画を変更する土地の区域

柳井市南町二丁目および南町四丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成十七年十二月十三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画課

(六七二) 港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、三田尻港に係る港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十七年十二月十三日

山口県知事 二井 閑 成

一 日時

平成十七年十二月二十日(火曜日)午前十時

二 場所

防府市駅南町一三番四〇号
防府土木建築事務所

三 参加者の範囲

四に掲げる区域に利害関係を有する者

四 指定しようとする区域

(一) 予定港湾隣接地域の名称
三田尻港湾隣接地域

(二) 指定に係る区域
鐘紡地区

1 区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によって囲まれた区域

2 点の位置

基点

一 防府市鐘紡町三三八番地の一四の標柱の位置(北緯三四度〇二分三〇秒東

経一三一度三四分四八秒)

二 基点一から四八度四分〇三秒一〇・三メートルの点

三 基点二から三五〇度一分三九秒一六・四メートルの点

四 基点三から六度三三分二秒六五・七メートルの点

五 基点四から三一七度五七分一七秒五四・三メートルの点

六 基点五から二二七度五二分四五秒六五・七メートルの点

注 方位は、真方位とする。



山口県選挙管理委員会告示第百五十七号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成十七年十二月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成17年9月11日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(山口県第2区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,781,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	福田良彦	候補者届出政党	自由民主党	収入又は支出の年月日 平成17年10月19日 第2回分
出納責任者氏名	宝川 清			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	409,932
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附 0件		0	宿泊費	0
その他の収入		0	雑費	0
今回計		0	今回計	409,932
前回計		4,539,601	前回計	7,017,286
総計		4,539,601	総計	7,427,218

報告書受理年月日	平成17年11月30日	第2回報告分
----------	-------------	--------



山口県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十七年十二月十三日

山口県収用委員会会長 小川 莊 六

一 起業者の名称

下松市

二 事業の種類

周南都市計画道路事業三・五・二百十六号西本通線

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地				土 地 所 有 者		土 地 に 関 して 権 利 を 有 す る 関 係 人		
所 在 地 番 地 目	公 簿 上 の 地 積 (平方メートル)	実 測 地 積 (平方メートル)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (平方メートル)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 種 類
下松市大字西豊井字 東町 二三番七 宅地	二〇二・四七	二〇六・三三	八・〇七	山田好助の相続人 山田忠義 山根伸幸 原田律子 藤井貞子 弘田文子	光市大字小周防九五二番地四 " 島田二丁目五番地一三三号 周南市大字呼坂一三二六番地の一 千葉県市川市平田三丁目二七番五 一四〇一号 兵庫県高砂市西畑二丁目三番一號	な し な し	な し な し	し

四 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十七年十一月十八日

山口県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十七年十二月十三日

山口県収用委員会会長 小川 莊 六

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類

一般国道二号改築工事（厚狭・埴生バイパス（山口県山陽小野田市大字郡字穴ヶ浴地内から同市大字郡字四十瀬地内まで）及びこれに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

所 在 地 番 地 目	公簿上の地積 (平方メートル)	実測地積 (平方メートル)	収用又は使用する土地の面積 (平方メートル)		氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
			収用又は使用する土地の面積 (平方メートル)	使用の別又は					
					西原 清子	下関市南部町二番五号			
					河合 佳子	上田中町三丁目八番三三号			
					中島 泰子	羽山町一九番五号			
					福光 國子	筋ヶ浜九番一四号			
					佐々木静子	上新地町二丁目一六番一			
					國廣 修	彦島本村町七丁目一番二			
					久富 正夫	彦島角倉町三丁目一六番一			
					佐々木晃雅	小月高雄町六番一七号			
					田尾 眞	小月茶屋二丁目一番四〇号			
					秋重 豊	小月公園町四番三六号			

山内 竹子	松井志津香	倉本スミ子	住宮タキコ	藤田 隆子	藤田聖四郎	鈴木 武	藤井 加菜	山内美恵子	藤原 和子	戸井 節子	平石富美子	大下まさみ	田尾 裕	鶴田 文男	影山 艶子	梅野 志郎	伊藤 洋子	阿部 絹子	國廣 直己	
号"	"	"	二〇二号	"	"	号"	号	番"	"	"	"	号"	四号	"	"	号"	〇一号	号"	五〇五号	
中央町二丁目二番一四	新町六番三号	明治町二丁目六番一七号	昭和町四丁目一番九一	"	五番二号	昭和町三丁目一〇番一〇	宇部市草江三丁目四番一〇一三	菊川町大字下岡枝二四六	富任町二丁目一番三号	長府三島町一七番二二号	長府満珠町三七番五九号	長府松小田中町一番二五	長府才川二丁目二番二四号	"	一三九番地一	大字田倉一〇六番地一	川中豊町七丁目一〇番三	山の田北町二番一―四	武久町二丁目三九番一四	みもすそ川町二番五―五〇五号

野村美智子	梅野 憲造	増山ひとみ	野村 勝	山面緋紗子	三田 實義	野村 一時	吉武 時夫	松尾 洋子	福田ミヨ子	正司 邦子	岡野美佐江	佐野 圭子	岡田 只美	東谷 啓子	杉山 元子	田中 勝也	田中 邦子	田中アイ子	田中 元彦
"	八"	"	の二"	一八"	の四"	一"	"	"	"	の二"	一〇四号	三一〇四号	四号	"	"	"	"	"	"
"	"	大字際波二七七番地の一	"	大字東須恵一八二番地の	大字中野開作五〇三番地	大字木田四〇番地の二二	大字善和一四二番地	大字末信五二六番地	上条四丁目七番三二号	大字東岐波六七〇〇番地	二〇四号	北小羽山町一丁目一番一	寺の前町八番四五―一〇	二三二番地の一	大字小串一〇〇番地の八	"	"	一番九号	居能町三丁目三番七号
七九一番地の五	四二二番地の一		二三八一番地								三番二								

中田 好美	中田 洋子	三宅 治朗	藤田美知子	濱野 進	鈴木 葉子	三宅 琢磨	鈴木百合夫	川西 芳江	吉武 俊章	平野 憲之	平野 元彦	江木都美恵	長野 洋子	野村 倫治	野村 泰子	野村 富夫	安本 信夫	梅野 三郎	梅野 笑子	
"	番地の三	"	山陽小野田市大字有帆五三五番地の七六	周南市周陽二丁目五番一七号	於福町上四三七六番地	美祿市大嶺町東分二五一〇番地の一〇	萩市大字椿東二九二九番地二二	阿知須三八五七番地一九	一	旭通り二丁目八番二四一四号	山口市芝崎町二番一一一〇二号	大字西吉部一八七四番地	"	四七二四番地七	"	三三六七番地	一六四三番地二	大字船木五六九番地五	二一七〇番地の四三	二一五六番地の八

一、三、九、八、五
収
用

平野 敏彦	亀田 ツネ子	菅原 トシコ	田邊 小夜子	亀田 俊子	伊藤 光子	波多野 喜美江	村上 恵子	村上 洋子	田中 良熙	亀田 ウメコ	鶴田 光男	穂本 智賀子	山西 強	山西 正臣	中村 政子	日野 香代子	吉武 哲夫	中田 千代子	中田 泉
地の二	地	地	地	地の一九	地の二〇	地	地	地	地	地の八	六	地	番地の二	番地の二	号	九番地の二	地	番地の二	地
二九七番	一五八番	二二九番	二二九番	一一六番	一一六番	一一六番	一一六番	一一六番	一一四番	一〇〇番	大字厚狭八番地の	港町八番三号	大字丸河内九七五	高栄二丁目三番七	大字西高泊一五〇	大字西高泊一五〇	大字千崎五四六番	二二四〇	二二四〇

吉武 和夫	三宅 正勝	三宅シゲコ	鈴木 静子	杉山富美子	多田 敬子	中嶋 光雄	入口 憲雄	入口 勝	野村 文幸	吉武 保枝	吉武 孝二	吉武カツ子	厚見 博子	藤永 廣美	藤永 美苗	吉武 正男	金子 壽	枝村 義子	平野 雅之
地の一七	"	地の一	地の一三	地"	番地の一五	地"	地の一	地の一五	地の一八	地の一	地の一	地"	地の一四	"	地の一	番地の一	地の一	地"	"
"	"	"	"	大字鴨庄一五九番	"	"	"	大字山川六五九番	"	"	"	"	"	"	大字郡二七六番	"	"	"	"
三〇八番	"	三〇六番	三〇五番	一三四三	六七五番	六七〇番	四〇九一番	一四八三番	一四七一番	一四二九番	一三八五番	"	一〇四〇	三七四番	二九九番	"	"	"	"

藤原 榮吉	上原 昭裕	古屋 浩治	斉藤 みやこ	斉藤 眞	國廣 幸正	西田 繁代	濱本 義信	亀田 直人	村上 大和	鶴田 正直	吉田 聖子	仲田 ヤス子	黒須 直子	鈴木 祐子	古屋 健治	高木 富士子	伊藤 莉緒	伊藤 奈々	伊藤 奈緒美
一〇一〇二二号	一一号	四号	八番一〇号	九番地一	五 "	五 "	の八	の一	番地の一四	一六番一二号	" "	八号	四番一七号	番二二号	〇七番地五	一〇七番地五	" "	" "	番地一
墨田区文花一丁目二九番	文京区千駄木三丁目四番	港区六本木四丁目二番	中央区東日本橋二丁目一	東京都千代田区神田錦町二丁目	" 姉崎三三二〇番地	市原市大厩八九八番地の	" 下矢切一五五番地	" 牧の原四三五番地	松戸市五香西二丁目一五	千葉県木更津市清見台南五丁目	" "	千葉市花見川区花園四丁目六番	春日部市備後西四丁目一	埼玉県川口市芝富士二丁目二	さいたま市北区宮原町四丁目一	茨城県取手市井野田地三番一九	" "	" "	美称郡秋芳町大字嘉万三三四

山陽小野田市大字厚
狭字荒草

五番

山林

七番五

七番五・三番

住宮 博明	仲地 良子	武田亜矢子	内野 勝通	内野 歩	手塚 利恵	齋藤 広子	藤田 雅子	久保真知子	中田 宏行	高津 信雄	野村 泰正	小田 芳子	小田 明良	矢野 康子	藤田ひろみ	藤田 啓子	高津 要	高津 敏重	亀田 勇人
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------

三番	四番 四八号	地	"	"	五番 地の二	番地	番地 の一	番一 号	二八 番三〇号	二 三 一 四〇三 号	四番 八 一 二〇一 号	一〇 二 号	"	"	一 四〇 四 号	一 三 番 一 二 号	番一 三 号	七 号	四 号	九 一 三 一 六 号	
横浜市金沢区大道一丁目六六番	西東京市芝久保町五丁目	稻城市東長沼三〇九番	"	"	武蔵村山市学園三丁目九	府中市矢崎町二丁目一六	八王子市別所一丁目四八	足立区竹の塚六丁目一五	練馬区大泉学園町六丁目	板橋区成増一丁目二三番	荒川区東日暮里三丁目一	浮間三丁目四番一四	"	"	北区赤羽南二丁目四番七	世田谷区上祖師谷五丁目	大田区東雪谷四丁目一九	目黒区駒場一丁目四二番一〇号	"	南砂三丁目二番	江東区亀戸一丁目四三番

な

し

な

し

な

し

齋藤 実	三〇	大川七番三―七〇
齋藤 政信	一五号	泉区中田東四丁目六五番
小林 常利	三〇	青葉区新石川二丁目六番
尚 陽子		川崎市高津区上作延三四〇番地
天野 律子	一二―二〇四号	麻生区虹ヶ丘二丁目三番
梅野 哲		神奈川県鎌倉市玉縄三丁目六〇
土屋みどり	三番地六	大和市つきみ野一丁目
梶浦 政幸	一番一号	大和南二丁目一
松本 孝子		長野県松本市大字里山辺三三四
小野美奈子	一番地一	千曲市大字八幡五〇〇一
北原千鶴枝	四九二番地	下伊那郡松川町元大島一
市瀬 圭子	一番地二	喬木村七二七
三田 浩之		静岡市清水区草薙杉道三丁目二
齋藤 一雄		静岡県磐田市今之浦一丁目一〇
亀田 尚人	の	袋井市梅山二〇三五番地
毛利 祐美	七号	名古屋市北区金城二丁目一〇番
高津 東	二四番地	守山区瀬古一丁目一三
齋藤真理子		愛知県豊橋市神野新田町字八ノ
倉知 幸子	番地	割一―一番地
三宅美津子	場字	西春日井郡豊山町大字豊
	富土五三番地七	

坂本 照子	三重県津市高茶屋小森町一七〇番地一九
安本善一郎	松阪市春日町三丁目六九番地二
西澤 博子	滋賀県大津市仰木の里二丁目一三番一〇号
田中 希	京都市伏見区向島津田町二番地二
田中 要	" " "
山本 教雄	山科区竹鼻サイカシ町七番地
井上 和子	大阪府都島区東野田町四丁目三番二二二号
兵頭 昌子	福島区玉川四丁目四番二七号
室谷 滋	大正区三軒家西二丁目二二番一七号
戸井 朗人	阿倍野区播磨町二丁目五番二五号
住宮 博人	西成区萩之茶屋二丁目九番九号
橋本 芳子	淀川区十三元今里二丁目六番一三〇一七〇一号
波多野裕康	大阪府堺市百舌鳥梅町二丁目二四番地の一二
梅野 高宏	豊中市北条町四丁目六番一―五二五号
田中 重徳	吹田市穂波町三番一〇号
田中 理	" " "
伊藤テ儿子	高槻市奥天神町二丁目二四番三三三号
伊藤 治親	" " "
奥見 誠	守口市金田町四丁目五番一―二〇一号
奥見 将夫	" " "

川口 砂利	津吉美智恵	田中 健一	伊藤 善憲	中島 芳正	胡中 利雄	石郷岡香代子	山本あすか	胡中 弘道	久保 高章	胡中 久枝	三宅 元嗣	山本 正明	中島 潔	中島 陽子	佐々木 博	中村 昌美	西田 芳樹	奥見 昌彦	奥見 則夫	
二番五 一〇五号	一六号	五 一四〇七号	三 一四〇五号	一 一七二六号	四 番二二号	七 一四〇二号	一 九一〇一 号	番 一六号	二 〇〇号	二 〇〇号	番 二〇号	目 八番一三 号	一 六 一 二〇五号	〇 号	〇 号	一 一 四 〇四号	〃	〃	〃	一 〇 一 号
中央区脇浜海岸通三丁目	西大池一丁目二番	北区甲栄台四丁目二番	乙木一丁目一〇番	舞子台二丁目二番	垂水区南多聞台八丁目一	須磨区西落合七丁目三番	長田区長田町三丁目二番	兵庫区都由乃町二丁目二	住吉東町四丁目三	御影塚町四丁目七	三島郡島本町水無瀬一丁	撰津市学園町二丁目七番	撰津市千石東町一八番二	大倉町三番八号	箕面市西宿二丁目一九番	茨木市大同町一〇番五号	〃	〃	〃	枚方市牧野北町八番四一

一、三三、奈
使
用

久富 一男	門脇 要治	麻野アサ子	麻野 智	門脇 真実	鶴原恵美子	中尾 隆明	鬼城久美江	縄田 典子	齊藤 健	梅野 英雄	梅野 和子	藤田 信正	中尾 康博	吉武 寛司	田口 邦子	三島ひろ子	橋本 貢	田中 満子	古屋喜美子	
六六五番地 大田市温泉津町温泉津イ	番地五 東林木町一三五三	地 西園町四〇一五番	地三 西新町三丁目四番	三 大津町五五二番地	地一五 出雲市今市町二〇一九番	地六 東奥谷町二四三番	一九号 島根県松江市上乃木十丁目三番	番三八号 鳥取県米子市旗ヶ崎七丁目一	和歌山市西浜一三三九番地の一	四七三番地一〇 北葛城郡上牧町大字上牧	一一番地の一 生駒郡平群町大字三里七	一 奈良県生駒市俵口町二一七番地	番地の四三四 小野市育ヶ丘町一四七五	二一〇号 一三番三一	三 芦屋市楠町一番二一四〇	一四〇五号 西宮市老松町一番二二	地三 尼崎市塚口町三丁目五番	一 兵庫県姫路市小姓町三五番地の	一三一九一三三 磯上通五丁目一番	

大月久美子	岡山県倉敷市川入八三番地三
大月美晴	" " "
大月里美	" " "
大月ひろ美	" " "
稲村志	〇号 " 北畝七丁目四番三
稲村奏	" " " "
武永絹子	広島市東区中山西二丁目四番一 一七〇三号
伊藤初美	号 " " 矢賀二丁目八番四二
伊藤祐一	" " " "
梅野征男	一八号 " 西区楠木町四丁目一八番
細光啓子	広島県福山市坪生町四六番地の 四六
梅野八ルミ	地 " 三次市三次町二二九七番 地一一
中嶋輝男	徳島市国府町竜王五番地の七
中嶋和郎	愛媛県東温市志津川一一五三番 地
國廣佳祐	北九州市戸畑区新池二丁目五番 二一一〇五号
中島敬	番 " 小倉北区金田二丁目一 番一一〇六号
濱本文雄	八番一〇号 " 中井三丁目一 八番一〇号
馬込信子	番 " 小倉南区重住二丁目七 番三三三号
藤浦繁子	七番五四号 " 八幡西区陣原四丁目一 七番五四号
仲田肇	福岡市博多区神屋町六番二二一 五〇三三号

福山 順子	八〇八号	中央区白金二丁目八番一
藤田 真人	五号	菅丘二丁目二番
江田 和子	一三〇一号	南区若久一丁目三六番一
池本 次子	三号	高宮四丁目一番二
橋本奈津江	一六号	西区姪の浜四丁目二番
井村 文子	号	野方四丁目五番一五
三宅 敬子	地	今宿青木一〇五番
村上 富江	一〇号	早良区田村四丁目一八番
縦山 智英	福岡県筑紫野市二日市北一丁目四番三号	
川口 厚子	二六号	宗像市陵殿寺二丁目八番
山本金一郎	一〇一〇号	赤間四丁目三番一
縦山 英宗	番一七号	太宰府市石坂一丁目一七
縦山 和憲	四五番地の八	田川郡方城町大字伊方四
佐々木健一	一五番地四	築上郡椎田町大字椎田八
吉村 幸男	九番地	佐賀県唐津市呼子町呼子一九九
樋渡三世子	四五番地六	西松浦郡西有田町大木乙
高津美奈絵	内甲六番地三	藤津郡嬉野町大字岩屋川
久保 博之		長崎市弥生町六八〇番地六
山本アサエ		長崎県佐世保市椎木町二七番
山本泰次郎		地一

不明 (登記名義人厚 狭郡山陽町厚狭 六七九番屋敷金 子七九の相統人 不明)	不明 (登記名義人厚 狭郡山陽町厚狭 大宇厚三三三三 番地の一佐々木 萬兵衛の相統人 不明)	波多野敬三	齋藤 輝雄	山口 健一	中島 洋助	濱本 勇治	三宅恵利子	西山由利子	中下八重子	西山カズ子	吉本とも子	前田美智子
不明	不明	住 三所厚狭郡山陽町厚狭大字厚狭 八〇番地	不明 麦四丁目六二六番地	不明 治町一〇三三番地	不明 字山川二六五番地	不明 二丁目一〇三七番地	不明 三〇七番地	不明 番地	不明 RUA ORIENTE, 96 VILA AFO. NSO PENAL JR. CAMPO GRANDE-MS, BRASIL	不明 RUA PENHA, 375 VILA COO. PA MATE CAMPO GRANDE-MS, BRASIL	大分県竹田市大字九重野五〇八番地九	六番地一 権常寺町一三〇

四 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十七年十一月十八日

の地大狭(不 相の字郡登 続三厚山記 人梅狭陽名 不野九町義 明夕三厚人 キ番狭厚)	明式番大狭(不 の地字郡登 相の厚山記 続三狭陽名 人辺○厚人 不重○狭厚)	明光番大狭(不 藏地字郡登 の厚山記 相一狭陽名 続大三町義 人津八厚人 不谷五狭厚)	不村六狭(不 明喜九郡登 相屋町義 続敷厚人 人枝狭厚)
不明	不明	不明	不明

平成十七年十二月十三日印刷
平成十七年十二月十三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)